

広報とわだ「お知らせ」欄掲載のガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、市が発行する「広報とわだ」における「お知らせ」欄の取り扱いに関し、適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(分類)

第2条 「お知らせ」欄は、次のコーナーに分類して掲載する。分類は提出された原稿の内容等を考慮し、広報担当課で決定する。

- (1) 暮らし 市民の生活に関する事項全般
- (2) 講座・教室 市、国若しくは県又は社団法人、財団法人、連合会、NPO法人、実行委員会(市が補助金等を支出している団体)若しくは市の施設を管理する指定管理者団体(以下「官公庁又は公益法人等」という。)が行う講座・教室
- (3) 募集 官公庁又は公益法人等が行う会員募集や参加者募集
- (4) 催し 官公庁又は公益法人等が行う催し
- (5) 市民の広場 官公庁又は公益法人等以外の各種市民団体が問い合わせ先となる全ての講座・教室及び募集、催し
- (6) 月ごとの各種相談 市民無料相談、福祉関係の相談、市以外の団体が行う相談等

(掲載依頼)

第3条 「お知らせ」欄に掲載を依頼する者は、掲載を希望する号が発行される月の30日前(その日が休日の場合は、その次の平日とする。)までに、広報とわだ「お知らせ」欄掲載依頼書(様式第1号又は様式第2号。以下「依頼書」という。)を市役所の関係部署に提出しなければならない。ただし、関係部署がない場合は、広報担当課に依頼書を提出するものとする。

2 市役所内の課等が掲載を依頼する場合は、課等内で決裁を受けてから、依頼書を提出するものとする。

3 前2項の掲載依頼は、掲載内容を考慮し、掲載依頼者が独自に作成した様式によることもできる。

(掲載基準)

第4条 「お知らせ」欄の掲載基準は次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。
 - ① 営利目的の宣伝、広告活動を目的としたもの
 - ② 宗教的教宣活動を目的としたもの
 - ③ 政治的活動を目的としたもの
 - ④ 個人宣伝を目的としたもの
 - ⑤ 掲載意図及び内容が不明確なもの
 - ⑥ その他、行政広報の公共性、公益性を損なう恐れがあり、不適當と思われるもの
- (2) 原則として、全市域を対象とするものに限る。(一部地域の市民や特定の会員を対象とした事項は掲載しない。)
- (3) 市、市が構成団体となっている一部事務組合又は市が補助金等を支出している団体以外の職員採用試験の案内及び職員募集は掲載しない。ただし、警察官及び自衛官の職員募集は除く。
- (4) 学校関係の記念式典は掲載しない。ただし、発表会や文化祭、学校説明会など市民を対象にしたもの及び開校や閉校式典は除く。
- (5) 専門学校等の学生募集は、県立学校のみ掲載することができる。
- (6) 講座・教室、募集及び催しについては、開催場所が市内のものに限る。ただし、紙面に空きがある場合は、開催場所が近隣市町村のものも掲載することができる。
- (7) 「市民の広場」のコーナーの掲載基準は別に定める。
- (8) その他掲載事項において、その内容に疑義が生じた場合、広報担当課長が掲載の可否を決定する。

(掲載回数)

第5条 官公庁又は公益法人等が掲載を申し込む場合、掲載回数は問わない。ただし、会員募集や参加者募集で、同一の内容を掲載する場合、内容に応じて掲載期間を考慮する。

(優先順位)

第6条 限られた紙面を有効に活用するため、掲載事項の優先順位を定める。優先順位は次のとおりとする。

- (1) 市政情報、市の事業など市が行うもの
- (2) 市以外の官公庁が行うもの
- (3) 民間団体が行うもの

(了解事項)

第7条 「お知らせ」欄に掲載を依頼する者は、掲載の可否、掲載号、表現方法、表記方法等について、広報担当課に一任することを了解するものとする。

附 則

このガイドラインは平成24年4月1日から施行する。